

令和5年度の「条例の動き」

地方自治研究機構のホームページでは、法制執務支援の一環として、最近注目されている条例や制定件数が増えている条例などを、分野ごとに紹介して解説する「条例の動き」を掲載し、多くのアクセスを得ている。本稿では、令和5年度の条例について、全体の傾向や特徴的なものを中心に紹介する。

地方自治研究機構顧問

井上 源三

1 はじめに

地方自治研究機構が、Webサイトで、「法制執務支援」の一環として「条例の動き」を掲載して、5年目となる。現在、取り上げている条例分野は、150項目以上となっている。

この「条例の動き」は、全国の自治体の条例の動向を、分野ごとに、時系列的な動き、最新の制定状況、主な条例の内容、主な論文

等を整理し、公開している。条例を調べようとする自治体の職員や議員、住民、学生、マスコミ関係者等にとって、整理された情報をインターネットで容易に見ることができ、また、この「条例の動き」で紹介している条例本文、自治体の関連Webサイト、「自治体法務研究」のバックナンバー、研究者の著作・論文等でさらに詳しく調べることができる。

本稿では、「条例の動き」で紹介したものを中心に、おおむね令和5年度における全国自治体の条例の主な動向を概観する。

2 首都圏における金属スクラップヤード等の規制条例の制定の動き

最近、首都圏の県や市町村において、金属スクラップヤード等の規制条例を制定する団体が増加している。

令和5年度は、千葉県が「特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」（令和5年10月公布・6年4月施行）を、山梨県が「再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例」（令和5年12月公布・6年7月施行）、茨城県常陸大宮市が「再生資源物の屋外保管に関する条例」（令和5年12月公布・6年4月施行）、茨城県が「再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」（令和5年12月公布・6年4月施行）を、

さいたま市が「再生資源物の屋外保管に関する条例」（令和5年12月公布・6年2月施行）、埼玉県越谷市が「再生資源物の屋外保管に関する条例」（令和6年3月公布・7月施行）を相次いで制定した。

千葉県内では令和3年10月に千葉市、令和4年12月に袖ケ浦市が、茨城県内では令和3年12月に境町が同種の条例を制定していたが、県レベルでも条例を制定し、規制をすることとなった。また、埼玉県内では令和3年12月に川口市が同種の条例を制定している。

言わば、条例制定ラッシュのような様相を呈している。

こうした条例が制定される背景としては、

①東京を中心とする首都圏において、建物の解体工事や様々な産業活動等により大量の金属やプラスチック等のスクラップが発生していること、②こうした金属スクラップ等が、比較的地価の安い市街地調整区域などで、再生目的で屋外のヤードにおいて保管されていること、③一部のヤードでは杜撰な管理が行われ、堆積したスクラップの山の崩落・飛散、雨水の浸入による汚水の流出、混入している電池やプラスチック等を原因とする発火・延焼、圧縮や破碎等の作業に伴う騒音・振動・悪臭が発生するなど、様々な生活環境上の問題を引き起こしていること、④他方で、金属スク

ラップ等の再生資源物は廃棄物処理法上の廃棄物に該当せず、保管について直接的に規制する法令がないため、自治体が独自で条例を制定し規制せざるを得ないことが挙げられる。

これらの条例は、金属スクラップ等の再生資源物（山梨県条例は産業廃棄物を含み、川口市条例は使用済み以外の資材等を含む）の屋外保管に関し、保管基準や立地基準を設けるとともに、事業者に対して事前の許可（山梨県条例は届出）を義務付けている。

なお、これら金属スクラップ等は、主として輸出用で、ヤードの経営者の多くは外国籍とされ、また、近年中国が未処理のスクラップの禁輸措置を講じたため、日本国内で保管・処理した上で輸出されることが増加しているとされる。

そして、一部の県や市町村で金属スクラップヤード等の規制がなされると、未規制の地域においてヤードの立地が進むことになるため、未規制の県や市町村でも条例を制定して規制を行っている状況にある。

土砂条例（残土条例・盛土条例）も、昭和50年代半ばに千葉県の市川市から始まり、その後、首都圏の自治体を中心に条例制定の動きが広まっていった。

一部の自治体で規制条例が制定されると、その周辺の自治体において、懸念される事業が移入することを防止するため、同種の規制

条例が制定されるようになってくるという意味では、金属スクラップヤード等の規制条例も、同様の動きを示していると言える。

3 盛土規制法施行後の土砂条例（残土条例・盛土条例）の動き

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の大規模土石流災害を受けて、令和4年5月に宅地造成等規制法の改正により「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が制定され、令和5年5月に施行された。この盛土規制法の施行に伴い、都道府県・指定都市・中核市は、法に基づく基礎調査の実施、規制区域の指定等を行うこととなるが、これまで盛土、埋立て等を包括的に規制する法律がないため自主条例として土砂条例（残土条例・盛土条例）を制定し、独自に規制措置を講じてきた30程度の都道府県や400弱の市町村は、独自規制措置の在り方も含めて条例の見直し等の検討・対応が必要となっている。

令和5年度は、その動きが少しずつ見えてきた。

まず、広島県が、全国に先駆けて、令和5年9月に県内全域（指定都市及び中核市を除く）を法に基づく規制区域に指定した。これを踏まえて、法施行条例を制定するとともに、既存の自主条例を改正し、自主条例に基づく

土砂埋立行為の許可を不要とする一方で、「土砂の搬出届出制度」については引き続き存続させた（令和5年7月公布）。これに合わせて、中核市である呉市と福山市は県の法施行条例と同様の内容を持つ法施行条例を制定し、また、これまで既存の自主条例を制定していた一般市町村の三原市、東広島市及び大崎上島町は既存条例を廃止した。

鳥取県は、令和5年12月に県内全域（中核市を除く）を規制区域に指定した。これを踏まえて、既存の自主条例を改正し、条例による盛土規制は廃止するとともに、法の施行に伴う項目を規定する一方で、法による規制がない「斜面地の工作物設置」及び「建設発生土の搬出」については引き続き条例により規制することとした（令和5年7月公布）。改正後の条例は、法施行条例と自主条例との両方の内容を併せ持つものとなった。これに合わせて、中核市である鳥取市も改正後の鳥取県条例と同様の内容を持つ条例を制定した。

大阪府は、令和6年4月に府内全域（指定都市及び中核市を除く）を規制区域に指定するとともに、既存の自主条例を廃止した（令和5年10月公布）。これに合わせて、既存の自主条例を制定していた一般市町村（茨木市等20団体）及び中核市（高槻市・枚方市）も既存条例を廃止している。

神戸市は、令和6年4月に市内全域を規制区域に指定するとともに、既存の自主条例を改正し、その目的から盛土規制法の目的である災害発生の防止を削除し、生活環境・自然環境の保全に限定した（令和6年3月公布）。

また、京都市も、令和6年6月に市域全域を規制区域に指定することとし、それに合わせて、既存の自主条例を改正し、その目的から災害の防止を削除することとした（令和6年3月公布）。

これらの団体を見る限りにおいては、法に基づく規制区域は全域を対象にしている一方で、条例の在り方については、法施行条例と自主条例の二本立てにするもの、一本の条例で法施行条例と自主条例の内容の両方を持たせるもの、自主条例を廃止するもの、自主条例を改正しその目的から災害発生防止を削除するものに対応が分かれている。

なお、東京都は、令和6年7月以降にほぼ都内全域（中核市である八王子市を除く）を規制区域として指定することとしているが、法施行条例を制定する（令和6年3月公布）一方で、自然保護を目的とする既存の自主条例は特に改正していない。

また、福島県では、これまで県、市町村共に、自主条例である土砂条例は未制定であった。しかし、県内では、首都圏から建設残土

等が搬入され、埋め立てられることにより、

土砂崩壊、土壤汚染等の懸念が具体的に生じるに至っている。他方、法に基づく規制区域の指定には一部地域を除き一定程度の時間を要するため、新たに自主条例を制定した（令和6年3月公布・6月施行）。また、西郷村、相馬市、

白河市も、それぞれ自主条例を制定している（西郷村条例は令和5年12月公布・6年4月施行、相馬市条例は6年1月公布・2月施行、白河市条例は6年3月公布・6月施行）。

令和6年度は、他の団体においても動きが明らかになると考えられるので、その動向を注目したい。

4 太陽光発電設備等規制条例のその後の動き

規制条例のうち、最近全国の自治体で最も制定されているものとして、太陽光発電設備等を規制する条例（太陽光発電設備を含む風力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギー発電設備を規制する条例を含む）を挙げることができる。

単独条例としては、平成26年の大分県由布市と岩手県遠野市を皮切りに、令和5年末で全国各地の272の自治体で条例を制定しており、令和5年は奈良県、長野県を含む40自治体が新たに条例を制定していることが確認できる。太陽光発電設備等の設置を規制する

条例制定の動きは依然として止まらない。

これらの条例の規制の手法は、事業者が太陽光発電等設備を設置する際に、あらかじめ知事や市町村長に届出、協議、同意、許可等を義務付けるものであるが、こうした条例とは別に、法定外税を課す条例を制定する動きが出てきた。

宮城県は、令和4年に制定した「太陽光発電施設の設置等に関する条例」とは別に、令和5年7月に「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」を制定し、令和6年4月に施行した。0.5 haを超える森林を開発し、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス）発電設備を設置した場合、その発電出力に応じて、設備の所有者に課税するものである。法定外普通税として、地方税法の規定に基づき、令和5年11月に総務大臣は同意をした。

宮城県は、総務大臣への協議書で、同税創設の理由として「当県でも、環境影響評価条例や太陽光発電施設設置条例による手続の義務付けや行政指導等に対応しているが、再生可能発電事業は十分な収益の確保を重視することを踏まえれば、それらの規制手法だけでなく、税の導入により経済的負担が重くなる状況をくり出すことが必要である。」とし、従前の規制条例では、必ずしも十分な効果は上げられていないとしている。

脱炭素社会の実現のため、太陽光発電設備

等の設置促進が急務になっている一方で、特に山間地等において、災害発生、土砂流出、環境破壊、景観悪化等の問題が発生し、自治体として看過できない状況にある。やはり、国の法令レベルにおける事業の促進と規制との調整ルールがさらに必要であり、また、都市部等における事業所や住宅への太陽光発電設備等の設置を義務付ける対応も必要になるものと考えられる。

なお、岡山県美作市は、平成30年9月に制定した「特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例」（令和3年11月改正施行により条例名変更）とは別に、令和3年12月に「事業用発電パネル税条例」を制定している。防災対策、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てらるため、法定外目的税として、太陽光発電事業者に対して太陽光発電設備のパネル1㎡当たり50円を課税するものである。この美作市の税については、特定納税者との協議をさらに尽くすべき等との理由により、未だ総務大臣の同意が得られていない。

5 ハラスメント、性犯罪、盗撮、ネットでの誹謗中傷等に関する条例の動き

この1年は、ジャニーズの性加害問題、宝塚歌劇団のハラスメント・いじめ問題等が大

きな話題となったが、我が国の社会全体としても、ハラスメント、性犯罪、盗撮、ネットでの誹謗中傷等の人権に関わる問題について関心が高まっている。自治体においてもこうした問題に対応するため独自の条例を制定する動きが見られる。

ハラスメントに関しては、議員や特別職等を含む職員のハラスメントを防止することを目的とする単独条例が制定されている。令和6年3月末時点で、52条例が確認できるが、このうち、令和5年4月以降に制定されたものとしては、千葉県柏市、兵庫県洲本市、秋田県三種町、青森県板柳町、鳥取県八頭町、宮城県東松島市、千葉県長生村、岡山県美咲町、茨城県結城市、岡山県鏡野町、大阪府岬町、岡山県笠岡市、香川県三豊市、三重県大台町、茨城県阿見町、長崎県、熊本県南関町、新潟県糸魚川市、広島県府中町、茨城県水戸市、大阪市、千葉県鴨川市の22団体の条例が確認できる。これら22団体の条例の多くは、議員によるハラスメントを対象としているが、結城市及び笠岡市の条例は議員又は特別職を含む職員によるハラスメントを、南関町条例は特別職を含む職員によるハラスメントを対象としている。また、三種町、長生村、岬町、三豊市及び大阪市の条例は議員と職員間のハラスメントを対象とし、職員（特別職

を含む）から議員に対するハラスメントも対象に含んでいる。

性犯罪に関しては、茨城県が「性暴力の根絶を目指す条例」を令和4年11月に制定し、令和5年4月に施行した。性暴力（性犯罪に加えて、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント等を含む）を根絶し、被害者を支援することを目的としているが、18歳未満の子どもに対して一定の性犯罪を行った元受刑者を対象として住所等の届出を義務付けている。同様の規定を持つ条例としては、大阪府が平成24年に「子どもを性犯罪から守る条例」を、福岡県が平成31年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（福岡県性暴力根絶条例）を制定している。大阪府条例及び福岡県条例は、届出をせず、又は虚偽の届出をした者には過料を科しているが、茨城県条例は罰則規定を置いていない。なお、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等について証明を求める仕組み（いわゆる日本版DBS）を創設する法案が令和6年の通常国会に提出されている。

盗撮に関しては、これまでは取り締まる実効的な法律はなく、都道府県のいわゆる迷惑防止条例において禁止され、罰則規定が置かれてきた。しかし、その内容は全ての都道府

県の条例で①公共の場及び公共の乗物での盗撮は禁止しているものの、②学校、事務所、タクシー等の公共に準ずる場所での盗撮や③住居、浴場、更衣場、便所等の私的な空間での盗撮については都道府県によって取扱いが異なっている。全体として、①のみならず、②や③にも対象が拡大されてきている。最近では、青森県（令和5年2月改正施行）は①から②、③にも、富山県（同年4月改正施行）、佐賀県（同年10月改正施行）及び栃木県（6年7月改正施行予定）は①、②から③にも、対象を拡大した。なお、政府は、令和5年6月に性的姿態撮影等処罰法を制定（原則として、同年7月施行）し、新たに性的姿態等撮影罪等を設けている。また、前記福岡県性暴力根絶条例は、学校、スポーツ施設、公共交通機関等での性的意図による盗撮を含む被害者が同意していない性的行為も「性暴力」であることを明記した（令和6年3月改正施行）。

インターネット上の誹謗中傷に関しては、その被害者支援や防止について規定する条例として、令和2年12月制定の群馬県の「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を始め、令和6年3月末時点で、15条例が確認できる。令和5年に入ってから、同年3月に佐賀県、福岡県小郡市及び沖縄県が、8月に長野県長野市が、12月に埼玉

県戸田市が制定し、令和6年では2月にさいたま市が制定している。また、大阪府は、令和4年3月に「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を議員提案により制定したが、令和5年10月に知事提案により改正し、権利侵害情報に対して府がプロバイダ事業者への削除要請や当該情報発信者への説示・助言を行うことができる旨の規定を追加している。なお、政府は、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを踏まえ、プロバイダ責任制限法について、発信者情報開示に関する新たな裁判手続（非訟手続）を創設した（令和4年10月改正施行）ほか、大規模プラットフォーム事業者に対して投稿削除申入への迅速な対応、削除基準の策定・公表等を義務付ける改正法案を令和6年の通常国会に提出している。また、刑法を改正し、侮辱罪の法定刑を引き上げている（令和4年7月改正施行）。

6 自治体DXに関する条例の動き

自治体DXの推進が急務となっている。それに合わせて、自治体でも、関係条例の改正や新規条例の制定の動きが出てきている。

まず、令和2年1月のデジタル手続法の施行（従前の行政手続オンライン化法の改正による）を踏まえ、多くの自治体では、これま

での行政手続オンライン化条例の一部改正、全部改正又は新規制定により、オンラインによる本人確認、手数料の電子納付、添付書類の省略等を可能としてきている。

また、令和3年9月にデジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システム標準化法等のデジタル改革関連法が施行され、デジタル社会の実現に向けた自治体の取組が強く求められたことを踏まえ、デジタルを活用した行政やまちづくりの推進の基本理念・原則を定め、基本方針・指針の策定等を規定する条例が制定されている。例えば、令和4年には、浜松市「デジタルを活用したまちづくり推進条例」、奈良県吉野町「デジタル変革条例」、岡山県総社市「デジタルで人にやさしいまち推進条例」等が制定され、令和5年には宮崎県都城市「スマートシティ推進条例」、奈良県「地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例」、北海道釧路市「デジタル行政推進条例」、栃木県真岡市の「未来変革デジタル条例」等が制定されている。

AIに関しては、神戸市は、令和5年5月に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」を改正し、ChatGPTの利用の制限に関する規定を置いたが、さらに令和6年3月にAIの活用等に関する基本理念、

基本指針の策定、リスクアセスメントの実施等を定めた「神戸市におけるAIの活用等に関する条例」を制定している。

7 その他の特徴的な内容を有する条例

以上のほか、おおむね令和5年度に制定された条例の中から、特徴的な内容を有する条例をいくつか紹介する。

まず、茨城県の「鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例」（令和5年4月施行）である。茨城県では、大規模農場での鳥インフルエンザの発生が増加しており、養鶏産業に大きな被害を与えるのみならず、殺処分等の防疫措置が行政機能に重大な影響を及ぼしている。そのため、鶏舎設備等基準の設定、大規模事業者の飼養衛生管理者の研修の実施、人員、資材等の確保等を定めている。鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に関する条例としては、全国初の条例である。

次に、兵庫県明石市の「こどもの養育費に関する条例」（令和5年4月施行）。両親の離婚に伴う子どもの養育費の確保支援に関し、市、父母等の責務を明らかにし、その基本的な施策を定めている。養育費に関して規定している条例は他にない。なお、父母の離婚後の子育てに関して父母双方が親権を持つ「共同親権」を導入する民法改正法案が令和6年

の通常国会に提出されている。

千葉県「不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」（令和5年4月施行）。不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念、県の責務、市町村、学校、フリースクール等の役割、県による基本方針の策定、基本的な施策等を定めている。不登校対策について、子どもに関する条例で規定するものは少なくないが、それに特化した条例としては全国初のものとなる。

北海道美瑛町の「持続可能な観光目的地実現条例」（令和5年4月施行）。美瑛町には多くの観光客が訪れるが、観光客の農地への無断立ち入りなどオーバーツーリズム（観光公害）が問題になっており、制定された。基本理念、町・町民・観光事業者・訪問者等の責務や役割、マスタープランの策定のほか、迷惑な行為等の禁止、立入制限区域の指定等を定めている。なお、観光に関しては、年齢や障害の有無等に関わらず様々な人々が気兼ねなく旅行できるユニバーサルツーリズムを推進することを目的として、兵庫県の「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例」（令和5年4月施行）が制定されている。

千葉県市川市の「江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例」（令和5

年4月（一部同年10月）施行）。江戸川放水路において、一部利用者によるかき殻の投棄が後を絶たないため、かき殻等の投棄を禁止している。違反行為に対して、5万円以下の過料を科している。かき殻に特化したポイ捨て禁止条例と言える。

群馬県の「群馬パーセントフォーアート」推進条例」（令和5年4月施行）。県予算の一定割合をアートの振興に関する施策に充てることなどの「パーセントフォーアート」を推進するため、基本理念、県の責務、県民・市町村・事業者の役割、基本的施策、県の予算措置等について定めている。群馬県は、「県予算や民間からの寄附等による『安定的な財源供給』を全国で初めて位置付けた」としている。

栃木県佐野市の「シニア地域デビュー条例」（令和5年7月施行）。シニア世代が、現役引退後に、地域でこれまで培ってきた能力や経験を地域活動や就業に生かし、生きがいを持って生活できるようにすることを目的としている。基本理念、市の責務、シニア世代・市民・町会・事業者の役割、基本計画の策定、基本的施策等を定めている。

8 国の省庁が積極的に自主条例の制定を奨励する不思議

この「条例の動き」で様々な条例をウォッ

チングしていると、国の省庁が自治体の自主条例の制定を積極的に促している事例があることが分かる。

例えば、国土交通省は、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける自主条例の制定を、標準条例を作成し、都道府県等に促している。毎年度、その制定状況を調査し、令和5年4月時点で、32都府県が義務化の条例、10道県が努力義務化の条例を制定したとしている。政府としては、自転車版自賠責制度の創設は困難と結論付ける一方で、国民に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する方針のようであるが、そのための加入義務付けであれば、自治体に自主条例の制定を促すのではなく、国の法令等で何らかの対応を行うことが筋ではないかと思われる。

次に、警察庁は、犯罪被害者等支援を目的とした自主条例の制定を、全国の都道府県、市町村に促している。毎年度、その制定状況を調査し、令和5年4月時点で、都道府県は46団体、指定都市は13団体、その他市区町村は606団体が条例を制定したとしている。市区町村も含めて、制定団体の条例名、施行日、条例内容をホームページで公開している。まるで、自治体に制定を競わせているような感がある。地元警察等が、自治体に対して、積極的に制定を働きかけているともされる。

犯罪被害者等基本法は、国の責務・基本的施策のみならず、地方公共団体の責務・基本的施策も規定しているが、条例については、何らの規定も置いていない。こうした枠組みの法律は他にも数多くあるが、国の省庁が自治体の自主条例の制定を積極的かつ組織的に促す例はあまりない。自主条例である暴力団排除条例は、一気呵成に全都道府県と香川県以外の46都道府県内の全市区町村で条例制定が進められた。特に警察行政においては、こうした手法が必要なのであろうか。

環境省等が策定する外来種被害防止行動計画は、特定外来生物以外外来種対策に関して、令和2年までに47都道府県が自主条例を制定することを目標と掲げている。また、中央環境審議会答申（令和4年1月）は、令和3年1月時点で26都道府県が条例を制定しているものの未制定の団体も多く、制定されている条例の内容も様々なレベルのものが存在し、不十分であるとしている。しかし、外来生物法や生物多様性基本法は都道府県の条例制定に関して何ら規定を置いておらず、また、外来種被害防止行動計画等は都道府県による条例制定の必要性や規定すべき内容等について具体的に示していない。それにもかかわらず、全都道府県が自主条例を制定することを国の計画の目標とし、国の審議会がその自主

条例の制定状況や内容等を問題視していることとなる。違和感を覚えざるをえない。なお、政府において現在計画の改定に向けた作業が進められている。

9 おわりに

以上紹介した内容の詳細は、「条例の動き」(<http://www.rilgor.jp/htdocs/reikilink.html>)の各条例項目を参照していただきたい。また、誌面に限りがあるため紹介することができなかったものについても、併せて御覧いただきたい。令和6年5月1日現在「条例の動き」で取り上げている152項目は、次ページの表の通りである。

地方自治研究機構としては、今後とも、できる限り最新の情報の提供に努めるとともに、その内容の充実に努めていく考えである。なお、この「条例の動き」の内容等について、御指摘や御意見をいただければ幸いである。また、Webサイト「法制執務支援」(<http://www.rilgor.jp/htdocs/005.html>)にある、全国自治体例規集・条例検索、法令検索、判例検索・判例解説、「自治体法務研究」連載記事のバックナンバー等のデータも御活用いただきたい。

表 「条例の動き」 で掲載している条例分野 （令和6年5月1日現在）

【自治】	【人権・生活・福祉】	【環境・まちづくり】	【安全・安心】
自治基本条例 議会基本条例 住民投票条例 政治倫理条例 多選禁止・自粛条例 議会オンライン 市長選挙公開討論会 職員倫理・コンプラ ハラスメント条例 個人情報保護条例 公文書管理条例 行政手続・パブコメ 電子自治体・DX シティプロモーション シビックプライド 自治会加入条例 移住促進条例 債権管理条例 公契約条例 財政運営・財政健全化 公共施設マネジメント 損害賠償責任一部免責	人権尊重・差別解消 孤独・孤立を防ぐ条例 男女共同参画条例 性の多様性 ヘイトスピーチ 誹謗中傷 障害者差別解消条例 地域福祉・健康づくり バリアフリー推進 新型コロナウイルス がん対策条例 歯科保健条例 認知症施策条例 受動喫煙防止条例 手話言語条例 ケアラー支援条例 ひきこもり支援条例 成年後見制度 人生会議 終活支援条例 遺留金取扱条例 更生支援条例 就労困難者支援条例 養育費条例 消費生活条例 エシカル消費 食の安全・安心 食育・朝ごはん	SDGs 脱炭素・地球温暖化 太陽光発電設備規制 再エネ利用促進 太陽光発電設備義務 再エネ設備法定外税 プラスチック資源循環 レジ袋 食品ロス 星空を守る条例 水源地域保全条例 水道水源保護条例 地下水保全条例 散骨規制条例 ポイ捨て禁止条例 路上喫煙禁止条例 落書き禁止条例 資源ごみ持ち去り禁止 ヤード・資材置場条例 無電柱化推進条例 景観条例 屋外広告物条例 歴史的建築物保存活用 土砂埋立て・盛土規制 地域公共交通条例 まちづくり・土地利用 空き家条例 空き地条例 ごみ屋敷条例 マンション管理規制 民泊条例 放射性廃棄物 希少野生生物保護条例 外来種対策条例 生物多様性条例 猫・動物餌やり禁止 ペット霊園規制 バーベキュー禁止 里山保全条例 鳥インフルエンザ	特殊詐欺 盗撮行為 客引き行為規制条例 犯罪被害者支援条例 性犯罪・性暴力対策 貧困ビジネス規制条例 暴力団排除条例 ギャンブル依存症対策 防犯カメラ 公衆浴場混浴年齢 ドローン規制条例 歩きスマホ防止条例 自転車安全利用促進 エスカレーター利用 飲酒運転根絶条例 スケートボード 水上オートバイ 山林火災予防 登山安全・遭難防止 地震・震災対策条例 防災対策条例 被災者・被災地支援 避難行動要支援者名簿
【子ども・教育・文化】	【産業・地域活性化】	【その他】	
子ども条例 子ども権利条例 児童虐待防止条例 いじめ防止条例 学力・教育環境 家庭教育支援条例 青少年健全育成条例 図書館条例 読書条例 文化政策条例 スポーツ推進条例 ほめる条例 ゲーム依存症 動物園条例	中小企業振興条例 観光振興条例 地域資源・地域特産品 地産地消 乾杯条例 農作物種子条例 和牛遺伝資源保護 県産木材利用促進条例 森林づくり条例 水産振興条例 知的財産保護 地域雇用政策	平和条例 拉致問題条例 雪と冬の条例 ハロウィーン関連条例 鬼の条例 愛と夢の条例 マナー条例 長い名前の条例 条のない条例 統一条例 ですます・ふりがな 分野別基本条例 さまざまなまちづくり	

地方自治研究機構 条例の動き

検索



地方自治研究機構 法制執務支援

検索

